

敦賀市合宿誘致事業費補助金 地域交流費の運用について

1 概要

*敦賀市合宿誘致事業費補助金を利用して敦賀市内で合宿を行う団体が、合宿期間中に福井を知る取り組みや地域住民との交流を行った場合、学生1人1回あたり250円を加算する。

2 対象となる日、人数

*当該補助金は宿泊費に上乗せする形で支給する（補助対象経費はあくまで宿泊費）

*加算分は既定の上限20万円に含まない

*上乗せ支給するのは原則地域交流を行った日前後の宿泊費とする

| (例1) | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|------|-----|-----|-----|
| 宿泊 | | 20人 | 23人 |
| 交流 | 20人 | × | 23人 |

加算額 ⇒ (20+23)人

*同日に複数回地域交流を行っていて、地域交流を行わなかった日がある場合、地域交流を行わなかった日の宿泊費も加算対象となる。

| (例1) | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|------|-----|-----|---------|
| 宿泊 | | 23人 | 23人 |
| 交流 | | | 1回目：23人 |
| | | | 2回目：23人 |

加算額 ⇒ (23+23)人

*宿泊していない者、宿泊のみの者は対象外

| (例1) | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|------|-----|-----|-----|
| 宿泊 | | 20人 | 23人 |
| 交流 | 18人 | × | 25人 |

加算額 ⇒ (18+23)人

*宿泊数より交流回数が多い場合は宿泊数が限度となる（2泊3日なら2回まで）

*加算額は最大になるように算出する

| (例1) | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|------|-----|-----|-----|
| 宿泊 | | 20人 | 23人 |
| 交流 | × | 23人 | × |

⇒加算額 23人分

| (例2) | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|------|-----|-----|-----|
| 宿泊 | | 20人 | 23人 |
| 交流 | 19人 | 20人 | 23人 |

⇒加算額 43人分

3 対象となる活動

*活動の事例

(1) 観光施設の見学

- ・原則として有料施設とする
- ・合宿の拠点となるスポーツ施設や文化施設、会議室等の使用は対象外とする
- ・無料施設であっても、施設関係者や観光ガイド、地元住民の案内を付ける場合は対象とする
- ・物販のみの施設は対象外（さかな街など）

【対象施設】

山車会館、紙わらべ資料館、人道の港敦賀ミュージウム、リラ・ポート、西福寺（書院拝観）、常宮神社（朝鮮鐘拝観）、私立郷土博物館、（敦賀市立博物館）、その他観光ボランティアガイドや施設関係者の解説付き見学

(2) 農林漁業体験

(3) ものづくり体験

(4) スポーツ、文化団体との交流、指導

(5) 地域行事への参加（まつり、イベント、ボランティア活動等

(6) その他の地域交流する活動

*敦賀市内に宿泊してさえいれば、福井県内の敦賀市以外の市町での活動でもよい。

例)・敦賀市内宿泊後、恐竜博物館へ行く → ○

・美浜町のスポーツ少年団と交流し敦賀市内に宿泊する → ○

・ガイドと氣比神宮を観光し、若狭町に宿泊する → × ※若狭町の補助対象

・敦賀市内で宿泊し、長浜の黒壁ストリートを見学 → ×

※各市町の対象活動については県で別途取りまとめの見込み

*1回＝見学1か所、体験1回、行事参加1回

例)・有料施設2か所を1日で見学 ⇒ 2回

・ボランティアガイドと一緒に無料施設3か所を見学 ⇒ 3回

・地元高校と2日間の合同練習 ⇒ 2回

・敦賀気比高校と練習試合をした夜、地区の祭りに参加 ⇒ 2回

・三方五湖でカヌー体験ののち魚さばき体験 ⇒ 2回

*その他、適宜県と取扱いを協議し、加算回数を決定する

4 申請と実績報告

*地域交流費の補助を希望する場合、合宿誘致事業費補助金の申請時に地域交流の計画書（日時、内容、参加人数のわかるもの）を提出し、承認をうけるものとする

*事前に申請がない地域交流活動については補助対象としない（事後申請不可）

*事業実施後、実績報告によって人数、回数等を確認し、補助額を確定する